

静岡地方最低賃金審議会

第 385 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 3 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 1 時 50 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員
労働者代表委員 坂部委員、佐々木委員、松浦委員、丸山委員
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、松岡委員
【事務局】静岡労働局 石丸労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、
太田賃金指導官、寄田専門監督官、山口監督係

4 議 事

- (1) 静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明について
- (2) その他

5 配付資料

資料番号 1 令和 4 年度静岡県特定最低賃金改定状況
資料番号 2 令和 4 年度特定最低賃金の審議・決定状況
資料番号 3 静岡県特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明
資料番号 4 「静岡県最低賃金」改正審議日程 (令和 4 年度実績)
資料番号 5 最低賃金に関する労働団体からの要請文

6 議事内容

事務局 (太田賃金指導官)

ただいまより、第 385 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

冒頭、お集まりの皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内においてはマスクの着用にご協力ください。

本日の審議会は公開となっており、6 名の方が傍聴されています。傍聴人の方は、審議

の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。本日は公益の柳川委員、労働者側の圓城寺委員、そして、使用者側の藤田委員が欠席されておりますが、その他の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく委員の3分の2以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長をお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。御存知のように、日本経済は世界の経済・政治の影響を受けて、まだ、よろしいとは言えない状況にあります。しかし、新型コロナウイルスの第8波の流行がようやく収まってきたため、このように対面で会議が開かれるということを楽しみに存じます。本日は昨年の特定最低賃金の審議後、久々の会議となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に事務局から本日の資料の説明をお願いします。

事務局（横山賃金室長）

本日の資料については、資料一覧に示させていただいております、1から5の資料を入れさせていただきました。それとは別に机上配布資料として、業務改善助成金の御案内、最低賃金・賃金引き上げに伴う私どもの支援策案内のリーフレットを入れました。資料1と2に関しましては、特定最低賃金の改定状況を示したもので、資料1は静岡県の改定状況、資料2は全国の改定状況となっています。

そのほか、資料3以降につきましては、今後の議事のほうで使用いたしますので、その際に御説明申し上げます。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事1は、静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明についてです。令和5年度の静岡県特定最低賃金について、労働者側団体から静岡労働局長あてに、改正の申出に係る意向表明がなされておりますので、事務局は報告してください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは御説明申し上げます。

特定最低賃金改正の意向表明につきましては、その申し出があった場合、事務局において該当する産業に関する賃金について調査を行う必要がございます。年間の審議スケジュール

ール上、その準備に時間を要することから、年度末を目途に翌年度における改正申出の意向の有無を労使から確認することといたしており、意向表明があったものについては、審議会に報告することとしております。資料ナンバー3を御覧ください。

令和5年2月24日付けで

鉄鋼、非鉄金属製造業

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

の3業種に関連する労働組合の連絡会から、それぞれの特定最低賃金の改正申出について意向表明がありました。資料ナンバー3の2ページから4ページにかけて各団体からの意向表明の写しをつけておりますので御確認ください。申請ケースについてですが、1件が公正競争ケース、2件が労働協約ケースとなっております。

改めて御説明いたしますと、労働協約ケースとは、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に行われるもの、また、公正競争ケースとは、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金の改正が必要と認められる場合に行われるもののことです。

労働協約ケースと公正競争ケースはそれぞれ要件が定められており、労働協約ケースの場合は、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合に、その協約当事者である労働組合または使用者の全部の合意により行われるものです。一方、公正競争ケースの場合は、公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金の改正が必要であることを理由とする申出であって、その最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の全部または一部を代表するものによって行なわれるものです。公正競争ケースの場合の申出の中には、最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の概ね3分の1以上の者の合意による申出も含まれます。

労働協約及び公正競争とも、労働者数については、適用労働者数を基本に確認をしていくこととなりますが、適用労働者については、総労働者数から特定最低賃金の適用がない除外労働者数を差し引いた人数を適用労働者数としており、事務局としては、この適用労働者数に対して、概ね3分の1以上、つまり申し出の要件が満たされているか確認することとしております。

以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

ただいまの説明につきまして、何か御質問などございますか。

よろしいですね。

それでは労働者側委員から、意向表明の内容について説明をお願いします。

労働者側代表委員（佐々木委員）

2月24日に、先ほど説明がありましたとおり、特定最低賃金の金額改正に向けての意

向表明をさせていただきました。また、今年度も労使で議論を深めて、特定最低賃金の金額の審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

ただ今、労働者側から改正についての意向表明の説明がありましたが、使用者側から改正、廃止等の意向、ただ今の労働者側からの意向表明に対する御意見等がありますか。

使用者側代表委員（鈴木委員）

昨年来、このメンバーで議論をし、年も改まった今、春闘の真っ最中にあり、労使の真剣な対話がされている時期であるということを考えると、時の流れは速いなと感じています。

特定最低賃金ということですが、その前に大きな山がいくつかある中で、静岡県内の3つの産別について、佐々木委員からあったように、意向表明があったということを受け、必要性の審議について、真剣に臨んでまいりたいと思っております。

一言申し添えますと、昨年の特定最低賃金の専門部会の際にも申し上げましたが、まず、特定最低賃金の地賃に対する優位性という大きなテーマがあると思います。また、各産別の協約のカバー率のレンジも議論の要素となってくるのかと思っております。あと、使側では頭の痛い問題となっております、急上昇している地賃の上げ幅への追従可能性です。これらが特賃の議論な大きな要素であると考えています。

現状、地賃との差が、電機は20円、鉄鋼は35円であるという現実があります。昨年の審議会で、これらの3産別については、戦後から今日に至るまでを振り返ると、日本経済、静岡県経済に対し、多大なる功績がある、経済を大きく支えていただいたということに敬意を払うということをお伝えさせていただきました。しかし、今後について、今年だけでなく、来年、再来年と時が流れる中で、産業の優位性を保っていけるのかということをしつかり考えながら判断をさせていただきたいと考えております。

今後の動きについては、我々も真剣に議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

その他、御意見などございますか。

よろしいですね。

それでは、これらの意向を踏まえて来年度の特定最低賃金の審議を進めていくこととなるかと思いますが、委員の改選もございますので、ただいま出された意見については、事務局の方で把握しておくようお願いいたします。

次に、議事2「その他」に参ります。

事務局の方から何かございますか。

事務局（太田賃金指導官）

4点ございます。

1点目は次期、第55期委員の任命についてです。皆様、第54期静岡地方最低賃金審議会委員の任期は令和3年5月7日から令和5年5月6日までの2年間となっており、あと2か月で満了を迎えることとなります。次期、第55期静岡地方最低賃金審議会委員の任期は令和5年5月7日から令和7年5月6日までの2年間となりますが、明日、3月7日より労使各側委員の推薦公示を行う予定となっておりますので、御承知おきいただければと思います。

続いて2点目、資料番号4を御覧ください。こちらは今年度、令和4年度の審議日程の実績となります。本日を含めて、本審を6回、県最賃の専門部会を3回、小委員会を1回、特定最低賃金の専門部会を9回開催しており、次年度につきましても基本的には同様の時期に開催されるものと思われま。何れ、次年度の具体的な日程については第55期委員の任命後に行われることとなります。

3点目ですが、次年度最初の本審となります、第386回静岡地方最低賃金審議会の公開・非公開についてです。例年、その年度最初の本審の議事は、

静岡地方最低賃金審議会運営規定について

静岡県最低賃金の改正決定についての諮問

静岡県最低賃金専門部会の設置

審議日程の確認

などを予定しており、公開として開催するのが常となっております。来年度も、特段の事情がない限り、この最初の本審については公開となりますので、その旨御承知おき下さい。

最後、4点目、最低賃金に関し労働団体から要請があったことについてお伝えいたします。令和4年11月14日付け、静岡県労働組合共闘会議、静岡県中部地区労働組合会議、静岡県ユニオンネットワーク3者連名により、令和5年1月17日付け、静岡県労働組合評議会ほか14団体連名により最低賃金再改定のための諮問を求める要請が、そして、令和5年2月9日、静岡県労働組合評議会より、最低賃金引上げのため中小企業支援を拡充することを求める要請がなされました。それぞれの要請文は資料番号5のとおりです。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

今の事務局からの説明について、何か御意見や御質問などありますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、本日の議題は以上となります。

最後に、局長から御挨拶を頂ければと存じます。

石丸静岡労働局長

本年度最後の、そして、第 54 期審議会委員の最後の審議会ということで、結びに、私より一言御挨拶申し上げます。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響が尚も続く中、物価高という問題が労働者の生活や企業活動に対し大きな影響を及ぼしている状況下で、委員の皆様我真摯な御議論を尽くしていただき、その結果、静岡県最低賃金については令和 4 年 10 月 5 日に、3 件の特定最低賃金については令和 4 年 12 月 21 日に効力発生となったところです。

畑会長をはじめ、公労使それぞれの委員の皆様方には、熱心、かつ慎重に審議を進めていただきましたこと、心より御礼申し上げます。

静岡労働局といたしましては、引き続き最低賃金の周知、履行確保のための監督指導に万全を期するとともに、継続的な賃上げの促進・中小企業支援への取り組みを図るべく、労働基準監督署による企業への賃金引き上げのための、業務改善助成金をはじめとした各種支援策・好事例等の周知広報などの施策を推進し、企業における賃金引上げの機運を醸成し、経済の好循環の実現を図ってまいります。

最後になりましたが、今年度の、そして、54 期の 2 年度間の最低賃金審議会を円滑に進めて参ることができたのも、委員の皆様方の御協力の賜物でございます。重ねて御礼申し上げます。

今後とも、静岡地方最低賃金審議会の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

改めまして、委員の皆様のおかげで、今年度、円滑に審議を進めることができました。誠にありがとうございました。皆様の御協力につきまして、会長の私からも御礼を申し上げます。終了といたしたいと思います。

皆様、お疲れさまでした。